

名古屋市提出追加説明資料

「汚染土壌が帯水層に接しないこととの施行方法の基準は厳しすぎるため、合理的な対応が必要である。」（名古屋市提出資料 17 ページ 土壤汚染対策法に対する意見 抜粋）の具体的内容について

「汚染土壌が帯水層に接しないこと」とする施行方法の基準（ガイドラインの運用解説を含む。）は、厳密にわずかな汚染物質の拡散も防止するとの考え方に基づいていると思われます。

しかし、形質変更時要届出区域は、もともと汚染物質が拡散したとしても健康被害のおそれのない区域です。

健康被害のおそれがなくとも、地下水汚染が拡散することは望ましくないため、拡散防止についての一定の対応は必要であり、例えば、有機塩素化合物の高濃度汚染については、工事による拡散の可能性も高いことから適切な施行方法を求める必要があります。

一方、第二溶出量基準以下の重金属汚染では、それほど厳密な対応を求める必要はなく、汚染土壌をさらに深部に落とし込むことのないよう配慮する程度で十分と思われます。特に、砒素やふっ素のように自然由来で下部の地層にも基準不適合土壌や汚染地下水が存在する可能性がある物質については、汚染原因が自然由来であると断定できない汚染であっても、自然由来特例区域と同様の施行方法で十分であり、特別な対応を求める必要はないと考えます。